

# 平成25年12月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第78号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例	1
議案第79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条 例の一部を改正する条例	2
議案第80号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	3
議案第81号 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に 関する条例等の一部を改正する条例	4

件名	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	----------------------------	----------------

**1 制定・改廃の背景と趣旨**

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）により、平成26年1月1日から地方税の延滞金の割合が引き下げられることに準じて、所要の改正を行うものです。

**2 改正内容**

当分の間の措置として、後期高齢者医療における保険料の延滞金の割合を引き下げます。 ＜附則第4条関係＞

14.6% → 9.3%（納期限後3箇月以内：4.3% → 3%）

※引下げ後の割合は、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合（貸出約定平均金利）が1%の場合

**3 その他**

施行日は、平成26年1月1日とします。

（参考）

延滞金の割合		納付日までの期間	
		4箇月以上	3箇月以内
本来の割合		14.6%	7.3%
特例による割合	改正前	—	4.3%
	改正後	9.3%	3%

件名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 下水道室
----	---------------------------------	----------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）により、平成26年1月1日から地方税の延滞金の割合が引き下げられることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

当分の間の措置として、公共下水道事業の受益者負担金及び分担金の延滞金の割合を引き下げる特例を定めます。 ＜新附則第5項関係＞

14.5% → 9.25%（納期限後1箇月以内：7.25% → 3%）

※引下げ後の割合は、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合（貸出約定平均金利）が1%の場合

### 3 その他

施行日は、平成26年1月1日とします。

（参考）

延滞金の割合	納付日までの期間	
	2箇月以上	1箇月以内
本来の割合	14.5%	7.25%
特例による割合	9.25%	3%

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第88号、平成26年4月1日施行）による検定対象機械器具等の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>住宅用防災報知設備を構成する感知器、発信機等を規定するために消防法施行令を引用している条項の整備を行います。 &lt;第38条の4関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成26年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例	財務部 財政行革室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等による消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することとなり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。このため、消費税の課税対象となる公共サービス等の料金額については、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要となります。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>消費税の課税対象となる、次の条例に定める市の施設の使用料等の額について、消費税率の引上げに応じた額に改めます。</p> <p>改正後の料金の額は、「現行の料金の額÷1.05×1.08」で算出し、10円未満の端数は切り捨てます。ただし、水道料金、公共下水道の使用料等、企業会計及び特別会計として処理しているものの端数処理は、各会計上の取扱いによります。</p> <p>(1) 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 &lt;第1条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産の目的外使用に係る使用料に乗じる率の改正</li> </ul> <p>(2) 亀山市関町北部ふれあい交流センター条例 &lt;第2条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの設置目的外使用の場合のイベントホール等の使用料の額の改正</li> </ul> <p>(3) 亀山市関文化交流センター条例 &lt;第3条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの設置目的外使用の場合の多目的ホール等の使用料の額の改正</li> </ul> <p>(4) 亀山市地区コミュニティセンター条例 &lt;第4条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの設置目的外使用の場合の集会室等の使用料の額の改正</li> </ul> <p>(5) 鈴鹿馬子唄会館条例 &lt;第5条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会館の設置目的外使用の場合の施設の使用料の額の改正</li> </ul>		

- ( 6 ) 亀山市歴史博物館条例 < 第 6 条関係 >
  - ・企画展示室等の使用料の額の改正
- ( 7 ) 亀山市文化会館条例 < 第 7 条関係 >
  - ・ホール、設備等の利用料金の額の改正
- ( 8 ) 亀山市中央コミュニティセンター条例 < 第 8 条関係 >
  - ・施設、附属器具等の利用料金の額の改正
- ( 9 ) 亀山市運動施設等条例 < 第 9 条関係 >
  - ・西野公園体育館等の利用料金の額の改正
- ( 1 0 ) 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例 < 第 1 0 条関係 >
  - ・グラウンドの利用料金の額の改正
- ( 1 1 ) 亀山市関 B & G 海洋センター条例 < 第 1 1 条関係 >
  - ・体育館等の利用料金の額の改正
- ( 1 2 ) 関まちなみ文化センター条例 < 第 1 2 条関係 >
  - ・集会室等の使用料の額の改正
- ( 1 3 ) 関宿散策拠点施設条例 < 第 1 3 条関係 >
  - ・研修室の使用料の額の改正
- ( 1 4 ) 亀山市国民宿舎関ロッジ条例 < 第 1 4 条関係 >
  - ・宿泊等の利用料金の額の改正
- ( 1 5 ) 亀山市石水溪キャンプ場施設条例 < 第 1 5 条関係 >
  - ・バンガロー施設等の利用料金の額の改正
- ( 1 6 ) 亀山市斎場条例 < 第 1 6 条関係 >
  - ・葬儀場等の使用料の額の改正
- ( 1 7 ) 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 < 第 1 7 条関係 >
  - ・一般廃棄物処理手数料の額の改正
- ( 1 8 ) 亀山市林業総合センター条例 < 第 1 8 条関係 >
  - ・研修室、会議室等の使用料の額の改正
- ( 1 9 ) 亀山市勤労文化会館条例 < 第 1 9 条関係 >
  - ・大会議室等の利用料金の額の改正
- ( 2 0 ) 亀山市道路占用料徴収条例 < 第 2 0 条関係 >
  - ・道路占用料に乗じる率の改正
- ( 2 1 ) 亀山市都市公園条例 < 第 2 1 条関係 >
  - ・都市公園の占用等に係る使用料の額の改正
- ( 2 2 ) 亀山市公共下水道条例 < 第 2 2 条関係 >
  - ・公共下水道の使用料の額の改正
- ( 2 3 ) 亀山市農業集落排水処理施設条例 < 第 2 3 条関係 >
  - ・農業集落排水処理施設の使用料の額の改正
- ( 2 4 ) 鈴鹿峠自然の家条例 < 第 2 4 条関係 >
  - ・宿泊室等の使用料の額の改正
- ( 2 5 ) 亀山市水道事業給水条例 < 第 2 5 条関係 >
  - ・水道料金及び給水加入金の額の改正

(26) 亀山市工業用水道事業給水条例 <第26条関係>

- ・工業用水の料金の額の改正

(27) 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例 <第27条関係>

- ・診療、処置等に係る使用料等の額の改正

### 3 その他

(1) 施行日は、平成26年4月1日とします。

(2) 改正後の条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例によることとする等、附則において所要の経過措置を規定します。

#### (参考)

(1) 消費税率の引上げによる増額が生じないため、改正しない条例は、次のとおりです。

亀山市市民協働センター条例

亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区資料館条例

(2) 消費税が非課税であるため、改正しない条例は、次のとおりです。

①行政手数料等（消費税法別表第1-5）

亀山市手数料条例

②社会福祉法に規定する社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業等  
（消費税法別表第1-7）

亀山市総合保健福祉センター条例

亀山市老人福祉センター条例

亀山市健康づくりセンター条例

亀山市学童保育所条例

亀山市待機児童館条例

③土地の貸付け（年間）（消費税法別表第1-1）

亀山市市民農園条例

④住宅の貸付け（消費税法別表第1-13）

亀山市営住宅条例

⑤学校教育法に規定する学校の授業料等（消費税法別表第1-11）

亀山市立幼稚園保育料徴収条例